

令和4年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人まつぼっくり
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年3月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	境港市福祉保健部福祉課

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事及び監事の選任手続きにおいて、候補者に対して欠格事由に該当しないこと等を就任前に確認する必要があるが、一部の理事について書類の提出がなかった。</p> <p>については適切に確認し書類に残すこと。</p> <p>(社会福祉法第44条)</p>	<p>令和5年度は任期満了に伴う役員の改選があります。就任承諾書、履歴書、誓約書を次期役員(理事・監事)候補者全員から受け取り、確認をする。</p>
2	<p>評議員及び理事会の議決においては、特別の利害関係を有する評議員、理事は議決に加わることはできないため、決議を行う前に特別の利害関係を有する者の有無について、下記のいずれかの方法等により確認すること。</p> <p>①評議員会(理事会)の場で特別利害関係評議員(理事)の有無を確認し、議事録に記載する。</p> <p>②当該評議員会(理事会)の議案について、特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を发出する。</p> <p>(社会福祉法第45条の9第8項、社会福祉法第45条の14第5項)</p> <p>(参考)</p> <p>特別の利害関係を有するとは、例えば理事が、自己または第三者のために社会福祉法人と取引をする場合(理事の所有地の購入など)や理事が、自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引をする場合(法人が実際に行う事業と市場において取引が競合し、法人と理事の間に利益の衝突が生じる可能性がある取引)等をいいます。</p>	<p>令和5年6月の理事会、評議員会より開催通知文書に記載します。</p>